

わくわくワークいしかわ

石川県職業能力開発プラザだより

令和7年6月30日発行

2025
第833号
5.6.7

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



連合石川第96回石川県統一メーデー金沢中央大会開催

5月1日、連合石川は「次代につなぐ平和の願い! みんなでつくろう 支え合う安心社会と確かな未来(あした)を!」をメインスローガンに、第96回統一メーデーを県内5会場で開催されました。金沢市のいしかわ四高記念公園で開催された金沢中央大会には約1,000人が参加し、式典に先立ち、和太鼓奏者の今井昂さん(輪島市出身)によるパフォーマンスが披露されました。

主催者の福田佳央会長は、令和6年能登半島地震や能登半島豪雨災害へのボランティア参加など、被災地・被災者支援への取組や、春闘の状況が昨年を上回る結果が出ていることなどについて挨拶しました。続いて、来賓の馳浩石川県知事、村山卓金沢市長ほか来賓が挨拶し、その後、スローガンを確認、メーデー宣言を読み上げ、ガンバロー三唱後に閉会しました。

も く じ

労働ニュース	2・3
いしかわ就職応援奨学金返還助成制度	3
能登のお仕事探しなら、ILAC能登へ	4
能登の合同企業説明会について	4
研修のご案内(在職者の方向け)(7・8・9月実施分)	5
STOP!熱中症 いしかわワールワークキャンペーン2025	6
令和7年度業務改善助成金のご案内について	7
石川県業務改善奨励金のご案内について	7
改正労働安全衛生法の概要とその意義	8
カスタマーハラスメント対策が企業の義務に	8

総合労働相談会のご案内

賃金や労働時間など労務管理上の課題や、職業能力開発、税金などの問題について専門スタッフがご相談に応じます。秘密厳守。費用は無料。電話によるご相談にもお応えします。

☆日 時 7月16日(水) 午後1時30分～午後4時
8月20日(水) 午後1時30分～午後4時
9月17日(水) 午後1時30分～午後4時

☆場 所 石川県職業能力開発プラザ(金沢市芳青1-15-15)
TEL: 076-261-1400

相談スタッフ…石川県労働企画課・税務課・労働委員会、石川労働局雇用環境・均等室、
(独)勤労者退職金共済機構

企業からの
ご相談も受けて
おります



◎県労連第96回メーデー石川県中央集会

5月1日、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をメインスローガンに、石川県労連が呼掛けた第96回メーデー集会が金沢市、白山市及び輪島市の会場で開催され、約500人（主催者発表）が参加しました。

金沢の中央集会には長曾輝夫県労連副議長が挨拶し、メーデー宣言の採択後、デモ行進を行いました。



◎業務改善助成金等説明会開催

石川県と石川労働局が主催する「業務改善助成金等説明会」が5月27日に金沢地区、5月30日に七尾地区で開催され、県内中小企業事業主や経理担当者等が参加しました。

説明会では、厚生労働省が実施する「業務改善助成金等賃金引き上げ支援制度」について、石川労働局雇用環境均等室より事業の概要や申請方法・対象要件等の説明があり、石川県からは、国の業務改善助成金へ上乗せ支援する県独自施策の「業務改善奨励金」について説明がありました。

説明会后、社会保険労務士による個別相談会も開催され、参加者からは「制度概要について理解することができて参考になった」「最低賃金の算定など具体的に相談にのっていただき参考になった」との感想が寄せられました。

（※業務改善助成金、業務改善奨励金についての関連記事を7Pに掲載）



業務改善助成金等説明会の様子
（金沢勤労者プラザ）

◎ワークライフバランス企業知事表彰式

3月17日、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、顕著な成果があった18社に対する「石川県ワークライフバランス企業知事表彰式」が県庁で開催されました。

表彰を受けた企業は下記のとおりです。

◇ 石川県ワークライフバランス企業知事表彰

【受賞企業】※五十音順

- ・株式会社ICCデータプラス（金沢市）
- ・石川建設工業株式会社（金沢市）
- ・株式会社石野製作所（金沢市）
- ・オリエンタルチエン工業株式会社（白山市）
- ・株式会社コスモサミット（金沢市）
- ・株式会社小松電業所（小松市）
- ・サンエス株式会社（小松市）
- ・ジェイ・バス株式会社（小松市）
- ・社会福祉法人松寿園（小松市）
- ・株式会社月星製作所（加賀市）
- ・ツボ電気工事株式会社（金沢市）
- ・株式会社ディーシーコーポレーション（金沢市）
- ・株式会社なないろのはな（金沢市）
- ・能登テック株式会社（中能登町）
- ・公益財団法人北陸体力科学研究所（小松市）
- ・株式会社ホンダサロン石川（金沢市）
- ・ユナイテッド労務管理事務所（金沢市）
- ・株式会社横山商会（白山市）

※各企業の取組内容は、県ホームページからご覧いただけます。



石川県ワークライフバランス
企業知事表彰

検索



ワークライフバランス企業知事表彰式

◎県立産業技術専門校および石川障害者職業能力開発校入校式

4月7日、県立産業技術専門校4校と石川障害者職業能力開発校の令和7年度入校式が一斉に行われました。小松産業技術専門校では、浜口恵介校長が「新たな分野での更なる活躍を目指し入校された皆さんは、強い意志と将来の目標をしっかりと持ち、日々の訓練に励んでいただきたいと願っている」と式辞を述べました。これに対し、入校生を代表して松田有里恵さん（情報ビジネス科）が「諸規則を守り、有能な職業人となるよう、知識・技能及び人格の錬磨に努力する」と宣誓しました。

各産業技術専門校の入校生は以下のとおりです。

小松校24名、金沢校10名、七尾校12名、能登校20名
合計66名 石川障害者職業能力開発校35名



◎（一社）石川県技能士会 R7年度総会&懇親会

令和7年度総会を5月13日（火）、KKRホテル金沢において開催しました。まず、令和6年度の事業報告及び収支決算について報告があり、続いて、令和7年度事業計画、収支予算等について審議され、原案通り承認・可決されました。

続く懇親会では、令和6年度実施の技能五輪全国大会及びアビリンピック全国大会入賞者の方々にもご参加いただき、その功績を、会長を始めとする参加者一同でお祝いをしました。様々な職種の技能士が一同に集まる機会は貴重であり、皆さん終始和やかに、歓談を楽しまれている様子でした。



／ 参加企業を募集しています！ ／

いしかわ就職応援奨学金返還助成制度

石川県では、人手不足が恒常化する中、2027年3月卒業予定者（大学3年生等）向けの募集から、助成対象者を文系学生も含めた全ての学生に拡大しました。

企業の若手人材の確保・定着に向けて、対象企業への就職3年後に、県と企業が助成額の2分の1ずつ負担し、助成対象者の奨学金返還を支援します。新卒学生を採用する際には、ぜひ本制度にご登録ください。

<制度概要>

対象企業	石川県内に事業所を有し、当該事業所で新卒採用を予定する企業 (ジョブカフェ石川への登録が必要です)									
助成対象者	大学院・大学・高専を卒業見込みの奨学金受給者									
助成額	最大200万円									
	<table><tr><th colspan="2">助成基本額</th></tr><tr><td>大学院</td><td>最大150万円</td></tr><tr><td>学部・高専</td><td>最大100万円</td></tr></table>	助成基本額		大学院	最大150万円	学部・高専	最大100万円		<table><tr><th>UIターン加算</th></tr><tr><td>50万円</td></tr></table>	UIターン加算
助成基本額										
大学院	最大150万円									
学部・高専	最大100万円									
UIターン加算										
50万円										
※ 企業が助成基本額の上限 (50万円、100万円、150万円) を選択										

制度の詳細は、ジョブカフェ石川HPに掲載しています。

【お申込み・お問い合わせ先】ジョブカフェ石川 TEL:076-235-4535



能登のお仕事探しなら、ILAC 能登へ

令和6年7月に開設したILAC能登では、人手不足でお困りの能登の企業訪問等を通じ、能登に特化した求人情報を収集の上、ご希望に合った仕事をご紹介します。また、定期的に、求人企業が出展する「能登の合同企業説明会」を開催し、能登でお仕事を探されている方とのマッチングを行っています。

能登でお仕事を探されている方は、是非、ILAC能登にご相談ください。

電話番号

0120-003-341 (ILAC能登)

※対面でのご相談を希望される場合は電話で事前予約をお願いします。

相談窓口

奥能登行政センター4階(のと里山空港内)
(輪島市三井町洲衛10部11番1)



能登の合同企業説明会について

能登半島
復興
支援事業

**能登の
合同企業説明会**

履歴書 不要
服装 自由

希望での就職を 希望される方	広域市職先での就職 支援をご希望される方	正社員・パート・派遣 様や雇用形態問わず	石川県・ハローワーク 窓のブースも有ります
7/15(火) 13:30 ~ 16:00 金沢勤労者プラザ 1F 多目的室 〒920-0022 金沢市北安江 3-2-20	7/24(木) 13:30 ~ 15:30 アル・プラザ鹿島 1F セントラルコート 〒929-1721 鹿島郡中能登町井田と部 1-1	8/28(木) 13:30 ~ 16:00 さわやか交流館プルート 1F 多目的ホール 〒927-0026 鳳井郡穴水町宇大町ト3 番地 3	

能登半島復興支援情報サイト
最新の求人情報・出展会社情報はこちらから
(URL: 0120-003-341)

令和7年能登半島地震特別相談窓口
(石川県人材事業協議会)
0120-563-562
(受付時間 平日9:00~17:00)

主催 石川県 誰いしかわ就職・定住総合サポートセンター
Shikoku Life And Career Total Support Center
共催 石川労働局・ハローワーク
後援 七尾市 石川県人材事業協議会

5月22日、七尾商工会議所にて、能登の合同企業説明会を開催し、18名に参加いただきました。

説明会では、企業9社からの全体説明のあと、個別の企業ブースにおいて企業と参加者との相談会を実施しました。

本合同企業説明会は左記のとおり、能登地区の各自治体や金沢市で今後も定期的に開催する予定です。



研修のご案内(在職者の方向け)(7、8、9月実施分)

県内産業技術専門校では、在職者の方を対象に、講義と実技を組み合わせた実践的な技術研修を実施しています。受講希望の方は、開催日の2週間前までに各産業技術専門校へお申し込みください。

◎小松産業技術専門校 TEL: 0761-44-1183

■機械・金属系 (訓練時間 9:00~16:00)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
普通旋盤作業 応用	技能検定2級程度の技術を習得	普通旋盤作業基礎コースを修了した方または同程度の知識を有する方	5	R7.8.18 ~20	7,390円 (教材等含)
フライス盤作業 応用	技能検定2級程度の技術を習得	フライス盤作業基礎コースを修了した方または同程度の知識を有する方	5	R7.9.1 ~3	8,390円 (教材等含)
NC旋盤作業 基礎	NC旋盤の基本的なプログラムや段取り、加工方法について理解し、課題を作成することで基本的なプログラムおよび加工技術を習得	NC旋盤作業の基礎を勉強したい方	5	R7.9.1 ~3	9,190円 (教材費、送料含)
NC旋盤作業 応用	刃先R補正や複合固定サイクル等の応用的なプログラムや加工技術を習得	NC旋盤作業基礎を修了した方または同程度の知識を有する方	各5	R7.8.25 ~27, 9.8~10	9,190円 (教材費、送料含)
マシニングセンタ作業 応用	工具径補正やサブプログラム、マクロ等の応用的なプログラムや加工技術を習得	マシニングセンタ作業基礎を修了した方または同程度の知識を有する方	5	R7.7.28 ~30	10,380円 (教材費、送料含)
JW_CAD中級	JW_CADの実践的な使用方法を習得	JW_CADの基本的な操作ができる、またはJW_CAD初級を修了した方	10	R7.7.16 ~17	4,740円 (送料代含)

◎金沢産業技術専門校 TEL: 076-267-2221

■機械系・電気電子系・管理系・IT系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
マシニングセンタプログラミング	基礎的なプログラミングを習得します。	マシニングセンタ加工作業に初めて従事される方	5	R7.7.1 ~7.3	4,580円 (テキスト費含む)
マシニングセンタ課題実習	作成したプログラムを使った部品加工。プログラミングコースからの流れになります。	マシニングセンタプログラミングコースの修了者	5	R7.7.8 ~7.10	7,690円 (教材費含)
機械CAD	Solidworks2016の基本操作を習得します。	Windowsの基本操作ができる方(機械製図の基礎知識があると理解しやすい)	10	R7.8.6 ~8.7	1,660円
PLC制御	基本命令を使用したプログラムの作成法を、実習を通じて習得します。	シーケンスプログラミングを初めて学ぶ方。(有接点シーケンスの基礎知識があると理解しやすい)	5	R7.8.25 ~8.26	3,660円 (教材費含)
QC7つ道具活用	QC7つ道具の活用方法を習得します。	QCサークル活動の経験があり、QC7つ道具を使える方	10	R7.9.1 ~9.2	1,660円
ものづくりの人づくり (訓練時間13:00~17:00)	社会人としての基本、ものづくりの基本、改善。	ものづくり現場に就業して概ね5年未満の方	10	R7.9.11 18・25	2,490円
表計算応用	様々な関数の使い方や、データベースの活用方法などExcelを使いこなす方法を学習します。	エクセルの基本操作ができる方	10	R7.7.1 ~7.3	4,800円 (テキスト費含む)
ExcelVBA基礎	ExcelVBAの基本機能と操作を習得します。	エクセルの基本操作ができる方	10	R7.7.29 ~7.31	5,350円 (テキスト費含む)
ExcelVBA応用	ExcelVBAを使用したアプリケーションの作成技術を演習を通じて習得します。	ExcelVBA基礎コース修了者または、同等の知識がある方	10	R7.8.5 ~8.7	5,240円

☆産業技術専門校では企業ニーズに対応したセミナーを企画・実施しておりますので、従業員の方の技術向上にお役にてください。ご希望の際は各産業技術専門校の在職者訓練担当までご相談ください。

STOP!熱中症

いしかわクールワークキャンペーン 2025



～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～

石川労働局では、職場における熱中症による死亡ゼロを目指して、「STOP!熱中症 いしかわ クールワーク キャンペーン 2025」を実施します。

本キャンペーンでは、下記の実施事項に重点を置き、あらゆる機会を捉え、熱中症を予防するための適切な対策を講ずるよう周知徹底を図ってまいります。

各事業場でも、事業者、労働者の皆様が協力し、熱中症予防に取り組みましょう!

◎キャンペーン実施期間

令和7年5月1日から9月30日まで(重点取組期間 7月1日から8月31日まで)

◎事業場における実施事項

- ・暑さ指数(WBGT)の把握・暑さ指数に応じた対策の徹底
- ・熱中症のおそれのある労働者の早期発見、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等
- ・作業環境管理(送風・冷房機器)、作業管理(暑熱順化、適切な休憩時間の確保)、健康管理(糖尿病、高血圧など熱中症発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への配慮)、水分・塩分の積極的摂取
- ・熱中症予防に関する労働衛生教育(管理者・作業員への教育、異常時対応(救急隊の要請等))
- ・改正法令(令和7年6月1日施行)による新たな措置義務の実施

☆重点取組期間

- ・巡視の頻度を増加させて、水分及び塩分の積極的な摂取の確認等を徹底
- ・体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症にかかる法令改正について

基本的な考え方



(例) 作業員の様子がおかしい…

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ
全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場に
おける対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付け

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

【問合せ】 石川労働局
労働基準部健康安全課



STOP!熱中症
いしかわクールワーク
キャンペーン2025



令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

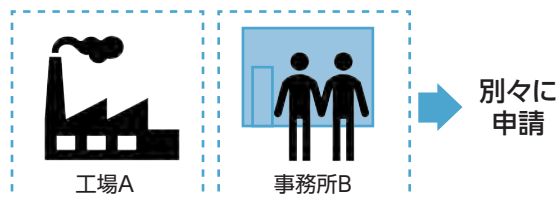
<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

対象事業者・申請の単位

- ・中小企業・小規模事業者であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～申請事 業場に適用される地域別 最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地 域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

石川県業務改善奨励金のご案内

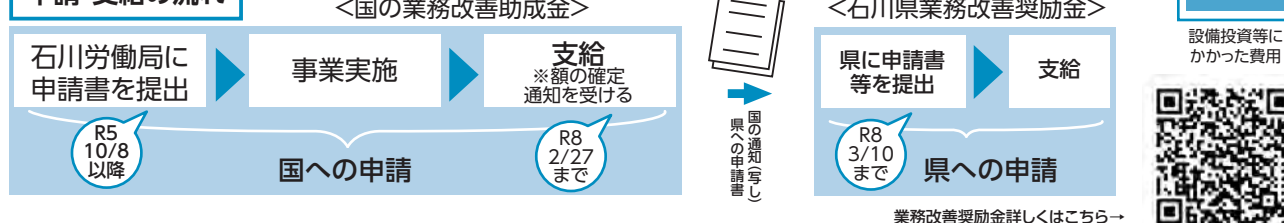
国の業務改善助成金 補助後の自己負担分の **1/2** を支援 します！
(※上限あり)

石川県の業務改善奨励金の概要

対 象: 国の業務改善助成金を受給した県内中小企業

※令和5年10月8日以降に石川労働局へ業務改善助成金の交付申請を行い、令和8年2月27日までに交付確定通知を受けている者に限る(申請期限: 令和8年3月10日 消印有効)

申請・支給の流れ



改正労働安全衛生法の概要とその意義

2025年通常国会で成立した「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(令和7年法律第33号)について

令和7年通常国会において、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が成立し、令和7年5月14日に公布されました。本改正は、多様な就業形態・人材が安全に働ける職場環境の実現を目指して、幅広い分野にわたる改正がなされています。本改正法は、成立したばかりであり、今後施行に向けて詳細事項が確定されていきますが、本稿は掲載時点で明らかになっていることを中心に説明します。なお、文責は石川県商工労働部労働企画課にあります。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 【施行期日】
- ・注文者等が講ずべき措置:令和9年4月、但し一部は公布日施行
 - ・個人事業者等自身が講ずべき措置:令和9年4月
 - ・業務上災害報告制度等:令和9年1月

本改正により、労働者ではない個人事業者(フリーランス等)も一定の保護対象として取り込まれました。

注文者には、個人事業者を含む混在作業における災害防止策を講じる義務が課されます。また、個人事業者本人にも、安全衛生教育の受講や災害報告義務が新たに設けられました。



化学物質による健康障害防止対策の強化

- 【施行期日】
- ・譲渡者による通知義務違反への罰則導入:公布日から5年以内の政令日
 - ・成分名の代替表示制度の導入:令和8年4月
 - ・個人ばく露測定の制度化:令和8年10月

化学物質のリスク管理に関し、SDSの通知義務違反に罰則が導入され、また、営業秘密に配慮した代替名称による情報提供が可能となります。さらに、個人ばく露測定が、作業環境測定の一つとして位置付けられました。



職場のメンタルヘルス対策の推進

- 【施行期日】
- ・公布日から3年以内に政令で定める日

これまで努力義務にとどまっていた従業員50人未満事業場におけるストレスチェックの実施が、義務化されることとなりました。



機械等による労働災害防止の促進

- 【施行期日】
- ・登録機関や検査業者の適正業務強化:令和8年1月

製造時検査等の一部を民間登録機関に移管しつつ、その業務実施の適正性確保のため、違反時の対処や欠格要件が明確化されました。検査業者には新たな遵守義務が課され、安全確保の水準が維持される制度設計となっています。

高齢労働者の労働災害防止の推進

- 【施行期日】
- ・令和8年4月

高齢労働者の特性に応じた安全対策が、事業者の努力義務として明文化されました。国はその指針を策定・公表し、企業はそれに基づき高齢労働者への研修や作業環境の整備を進めることが期待されます。



今回の改正は、従来の労働者中心の安全衛生管理から、より多様な働き方や就業形態に対応する形に制度を進化させるものであり、関係各者においては、各改正内容の適用時期と内容を正確に把握し、関係事業者への指導・支援体制の整備が求められます。

カスタマーハラスメント対策が企業の義務に

2025年6月11日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、いわゆる「カスタマーハラスメント」対策が、企業にとって法的義務となることが決まりました。施行は公布日から1年6か月以内に施行される予定です。

なお、文責は石川県商工労働部労働企画課にあります。

改正の趣旨

顧客や取引先などによる社会通念を逸脱した言動により、労働者の就業環境が害される場合を「カスタハラ」と定義。

企業には、パワハラやセクハラと同様に、雇用管理上の措置義務が課されます。

対応内容

企業方針の明確化と社内周知、相談体制の整備、発生時の迅速かつ適切な対応や、抑止のための教育・啓発活動といった対策が求められる見込みです。



企業には、従業員の安全配慮義務(労働契約法第5条)もあるため、適切な対策が求められます。今後公表される指針を注視し、社内体制の整備を早急に進めることが求められます。